

京公審答申第21号  
平成7年7月20日

京 都 府 知 事  
荒 巻 禎 一 様

京都府公文書公開審査会  
会 長 芦 田 禮 一

公文書非公開決定に関する異議申立てに対する決定について

平成6年12月19日付け6児第1229号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第 1 審査会の結論

本件事案について実施機関が非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 異議申立てに係る経過

- 1 平成 6 年 9 月 1 6 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 6 3 年京都府条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宇治児童相談所所蔵の児童記録票（3 7 2）に添付されている「発達検査」の検査用紙」の公開を請求した。
- 2 同年 9 月 2 8 日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として条例の適用を受ける昭和 6 3 年 1 0 月 1 日以後に作成した計 3 回分の「宇治児童相談所所蔵の児童記録票（3 7 2）に添付されている「発達検査」の検査用紙」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、公開しないとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件公文書を公開しない理由は、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当するためとした。
- 4 同年 1 1 月 2 8 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

## 第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 本件公文書公開請求の目的

請求目的は、本件公文書を、その情報の本人であり異議申立人の子である児童のより正確な発達診断の資料とするためである。

当該児童は、おたふくかぜワクチン接種を原因とする重篤な副作用被害を受けており、常時介護と観察がなければ生命の安全すら保てない状態であり、この疾病と障害は社会の偏見も加えて家族全員の生涯の負担となっている。

発達心理学者による正確な発達診断を受け、今後できることを明らかにし、予防接種後の障害発生や発達保障に関する研究に資することが出来ればとの判断に至り公開請求を行った。

本件処分は本児童の発達保障に必要で重要な情報を隠匿するものであり、そのため申立人が親権を行使することを阻害するものである。杓子定規な条例解釈と運用によって人権を侵害している疑いを持たせるものである。

## 2 条例第5条第1号に該当しないことについて

本件公文書の「個人の氏名」を塗抹して公開すれば「個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当である」とは認められず条例第5条第1号に規定する非公開情報に該当しない。

## 3 条例第5条第2号に該当しないことについて

児童福祉法第61条については、本人の今後の治療、療育及び発達保障に必要な情報まで同条の守秘義務の対象にはならない。

著作権法については、府が著作権者の承諾を得ればよい。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人が自身の子である児童に係る療育手帳の交付を申請し、その手続の中で行われた判定の検査用紙である。療育手帳は、精神薄弱児・者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするために交付する手帳であり、児童が対象の場合は、保護者が知事に交付申請を行い、知事は、住居地を所轄する児童相

談所での当該児童についての判定結果に基づき交付決定する。

また、手帳の交付後、知事は、障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに児童相談所等において判定を行うものとされており、本件公文書も概ね2年ごとに行われた計3回の療育手帳の判定の際の検査用紙である。

検査用紙は特定の様式を使用し、受検者の氏名・生年月日・年齢・性別・学校名・日常生活状況・心身の発達段階を示す記録及び受検者が描いた絵が記録されている。

## 2 本件公文書を非公開とした理由

### (1) 条例第5条第1号に該当することについて

本件公文書に記録されている情報は、上記のとおり個人に関する情報で、個人が特定されるとともに、これら心身の状態に係る情報は高度に内面的な情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報である。また、条例第5条の各号の規定は、請求者のいかにかわらず、一律に適用されるものであり、たとえ当該本人からの請求であっても上記判断に変わりはない。

よって、条例第5条第1号の個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当と認められるものに該当する。

### (2) 条例第5条第2号に該当することについて

児童福祉法第61条には、児童相談所において、児童等の相談、調査及び判定に従事した者が、正当な理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らした場合の罰則が規定されている。本件公文書には、受検者の個人に関する情報が記載されており、これは同法の「秘密」に該当する。

また、検査表の複製は、著作権法により著作者に専有されているものであり、その写しの交付は著作権の侵害となる。

よって、条例第5条第2号の法令若しくは条例の規定に基づき公開することができないとされている情報に該当する。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれて

いるように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報は、条例第5条第1号及び第2号に該当すると説明する。

したがって、まず、本件公文書に係る情報が条例第5条第1号に該当するかを検討し、なお、必要があればその余について検討、判断する。

### (1) 本件公文書について

異議申立人が公開請求した公文書は、異議申立人の子である児童に係る療育手帳の交付手続の中で、宇治児童相談所において当該児童の障害の程度を判定するために実施した発達検査の検査用紙である。これには、言語能力や動作等の発達状況を評価するための情報が記録されている。

### (2) 条例第5条第1号に該当することについて

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件公文書には、氏名、生年月日、年齢、性別、学校名のほか日常生活状況、心身の発達段階を示す記録が記載されており、これらは個人に関する

る情報であり、個人が特定されるものである。

また、これら心身の状態に係る情報は、個人の尊厳に直接的に深くかかわる情報であり、最も他人に知られたくない情報である。したがって、本件情報は条例第5条第1号の通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報に当たると認められる。

なお、異議申立人は、本件処分が親権の行使を阻害すると主張し、また本件公文書の「個人の氏名」を塗抹すれば「個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当である」とは認められず、条例第5条第1号に該当しないと主張する。

しかしながら、条例は、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与することを目的として定められたものであり、特定の個人に限って、特定の情報が得られる制度として定められたものではない。条例の基づき公開請求された公文書の公開、非公開決定は、公開請求者が誰であるかを離れて判断すべきであり、公開請求が府民のいずれからなされても同じ結論になるべきであって、このことは親権の行使として、その子の情報について公開請求された場合においても同様である。

また、本件については、その請求の課程で既に個人が特定されており、「個人の氏名」を塗抹したところで、「個人が特定される情報」に変わりはない。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、異議申立人が本件公文書公開請求の目的としていることは、その心情において理解できるところであり、実施機関においては、条例に基づく本件処分は動かし難いところではあっても、異議申立人の子の発達診断に役立つ情報があるとすれば、それを何らかの形で提供する余地はないのか否かを積極的に検討されることが望まれるものである。